

申告と納税をお忘れなく

確定申告期間 2月18日(月)～3月17日(月)

税金は、国や地方公共団体が活動するための大切な財源です。今年も平成19年分の所得税・市道民税・国民健康保険税などの申告と納税の時期になりました。期間間近になると税務署・市役所の窓口が混雑しますので、早めに申ししましょう。

所得税

所得税の確定申告は、納税者が1年間の所得とその所得に応じた税額を自分で正しく計算して申告し、納税する申告納税制度に基づくものです。確定申告をしなければならない人が申告をしなかったり、間違った申告をしたりすると、あとで不足の税額のほか加算税や延滞金を納めなければなりません。申告の期限は3月17日(月)ですので十分に注意してください。申告の際は、定率減税の廃止など改正点に注意してください。

国民健康保険税

国民健康保険加入者で確定申告をする必要がなく、給与や年金(遺族・障害年金等非課税所得を除く)の源泉徴収票を受け取っていない方は、国民健康保険税額算定のために申告が必要となります。申告をしないと、条例に基づき税額が自主決定されますので注意してください。

申告相談の案内

市では間違いのない申告をしていたくために、次の日程で「申告相談」を行いますので利用ください。
紋別・渚滑地区の方
日時 3月17日(月)まで
9時30分～16時
場所 市役所2階消防会議室
上渚滑地区の方
日時 2月28日(木)
10時～16時
場所 上渚滑町民センター

市道民税

給与所得等の金額が2千万円以下であり、年末調整をしている給与所得者で給与所得以外の所得が20万円以下の場合、所得税においては申告の必要はありませんが、市道民税については申告しなければなりません。なお、平成17年1月1日現在において65歳以上で、前年の合計所得金額が125万円以下である方については、平成17年度までは非課税、平成18年度からは段階的に課税となっていました。平成20年度からは全額課税となります。

その他

申告相談の際に医療費控除を受ける場合は、他のお客様の待ち時間短縮のため、事前に領収書等の整理と平成19年中に支払った医療費の合計金額を計算してからお越しください。また、新たに住宅借入金等特別控除を受ける場合についても、①登記事項証明書(原本又は写し)・②住民票・③年末残高証明書・④請負契約書又は売買契約書の写しを揃えてお越しください。(増改築の場合には増改築等工事証明書も必要)

申告会場をお間違いなく!

収入や所得の種類により受付会場が異なりますので、ご注意ください。詳しくは、下の表をご覧ください。なお、税務署にて確定申告をされた場合は、市道民税の申告をされる必要はありません。

【申告受付会場】

収入や所得の種類	次のいずれかの所得があって、所得税の確定申告が必要な方	① 左記のいずれかの所得があって、所得税の確定申告が必要でない方 ② 年金受給者で確定申告が必要な方 ③ 給与所得者で年末調整がお済みでない方 ④ 配当所得 ⑤ 一時所得 ⑥ 退職所得 ※上記の②～⑥の方は、税務署でも申告できます。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所得(営業・農業等) ・ 不動産所得 ・ 利子所得 ・ 山林所得 ・ 総合譲渡所得 ・ 分離短期譲渡所得 ・ 分離長期譲渡所得 ・ 分離株式譲渡所得 ・ 先物取引所得 	
申告受付会場	紋別税務署へ	紋別市役所へ (2月28日は、上渚滑町民センターでも受付します)

平成19年分の所得申告に関わる主な改正点



税源移譲

税制改正により昨年と比べて変わった点がありますので、主な改正点をお知らせします。平成19年分の申告の際はご注意ください。

定率減税の廃止

平成11年分以後の所得税に対して実施されていた定率減税は、平成19年分以後の所得税について適用がありません。(市・道民税は平成19年度から廃止されています)

所得税の税率改正

平成19年から始まった税源移譲により、平成19年分から所得税の税率構造が5%から40%の6段階となっています。(市・道民税は平成19年度から一律市民税6%・道民税4%となっています)

● 所得税の税率

課税所得金額	税源移譲前 (平成18年分以前)	税源移譲後 (平成19年分以後)
195万円以下	10%	5%
195万円超330万円以下		10%
330万円超695万円以下	20%	20%
695万円超900万円以下		23%
900万円超1,800万円以下	20%	33%
1,800万円超	37%	40%

地震保険料の控除創設

近年発生している地震災害を受け、地震災害に対する一人一人の備えにより、将来的な負担軽減を図り、資産保全を促進するため、地震保険料控除が創設されました。

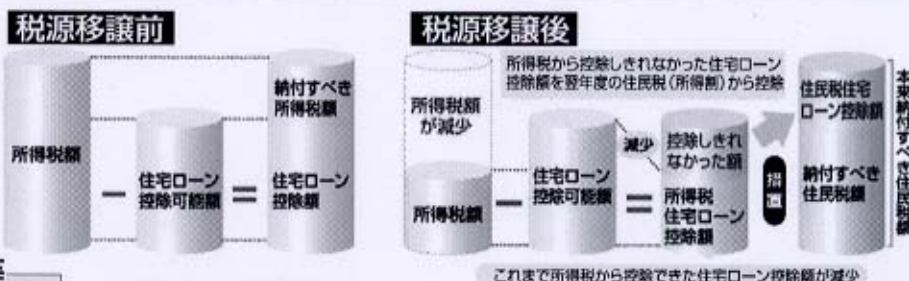
納税者や納税者と生計を一にする親族が所有する家屋・家財を対象とした損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料(地震保険料)を支払った場合には、所得税は平成19年分から、市・道民税は平成20年度から控除の対象となります。

これに伴い、これまで対象だった短期損害保険料控除が対象外となりますのでご注意ください。また、長期損害保険料については、平成18年末日までに契約し、保険又は共済期間が10年以上で、満期返戻金がある契約であり、かつ、平成19年1月1日以降に契約の変更をしていないものに限る、経過措置として控除の対象となります。(契約の保険又は共済期間の始期が平成19年1月1日以後であるものは除きます)

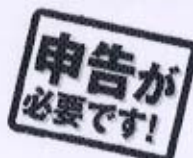
● 控除額の計算方法

所得税	1年間の支払った保険料	① 地震保険料控除		② 旧長期損害保険料控除 (長期損害保険料の経過措置)			左記①②のいずれの契約もある場合	
		50,000円以下	50,000円超	10,000円以下	10,000円超 20,000円以下	20,000円超	①②の控除額合計が50,000円以下	①②の控除額合計が50,000円超
所得控除額	支払った保険料の全額	支払った保険料の全額	50,000円(限度額)	支払った保険料の全額	(支払った保険料)×1/2+5,000円	15,000円(限度額)	①②の控除額の合計	50,000円(限度額)
市・道民税	1年間の支払った保険料	50,000円以下	50,000円超	5,000円以下	5,000円超 15,000円以下	15,000円超	①②の控除額合計が25,000円以下	①②の控除額合計が25,000円超
所得控除額	(支払った保険料)×1/2	25,000円(限度額)	支払った保険料の全額	(支払った保険料)×1/2+2,500円	10,000円(限度額)	10,000円(限度額)	①②の控除額の合計	25,000円(限度額)

※一つの契約で地震保険料と長期損害保険料を支払っていた場合には、地震保険料または長期損害保険料のどちらか有利な方の控除を受けられます。



市・道民税 住宅借入金等特別税額控除の創設



税源移譲により、所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。平成11年から18年未だに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の市・道民税(所得割)から控除できます。控除の適用を受けるためには、毎年「住宅借入金等特別税額控除申告書」の提出が必要となります。

この申告書には、住宅借入金等の年末残高合計額や居住開始年月日などを記載する必要がありますので、確認できるようにしてください。

提出期限 平成20年3月17日(月)

図 税務課市民税係
☎ (24) 2111内線334・369番
紋別税務署個人課税部門
☎ (23) 2193番

● 対象者と計算方法

対象者	次のいずれかに該当する方 ・ 税源移譲により所得税が減少する結果、住宅ローン控除可能額が所得税額より大きくなり、控除しきれなくなった方 ・ 税源移譲前から住宅ローン控除可能額が所得税額より大きく控除しきれない分があったが、税源移譲によりその控除しきれない分がさらに大きくなった方
計算方法	住宅ローン控除額 = 次の中から小さい額 ・ 所得税の住宅ローン控除可能額 ・ 税源移譲前の税率で算出した所得税額 — 税源移譲後の税率で算出した前年分の所得税額
適用期間	平成20年度分から平成28年度分までの市・道民税において適用されます。

● 申告書の提出方法と配布場所

住宅ローン控除の適用を受ける方	住宅借入金等特別税額控除申告書の提出方法	申告書配布場所
所得税の確定申告をしない方	源泉徴収票を添付して平成20年1月1日現在お住まいの市町村へ提出	紋別市役所
所得税の確定申告をする方	所得税の確定申告書とともに税務署(又は確定申告会場)へ提出	紋別市役所又は紋別税務署